

# 諏訪保育園の保育方針

豊かな「心」が育つように3つの好きが育つ保育を意識しています  
遠慮なく表現し、一緒に考え、気持ちよく生活するために  
自分たちの手で自分たちの暮らしをつくる保育です



子どもの権利条約に沿った保育をします  
子どもの最善の利益は子どもが  
「今」を最もよく生きる生活です

## 保育理念

1. 子どもの遊びと育ちを支える。(子どもの権利条約)
2. 地域の子育て支援の役割を担う。

## 保育目標

1. 元気で丈夫な身体をつくる
  2. 思ったことをやりとげていくたくましい意思を育てる
  3. 日常生活に必要なしつけと習慣を身につける
  4. 創造性豊かなのびのびとした思考の土壌と情操を育てる
- 以上の目標を持ち、3つの心の育ちを意識しながら、子どもと共感的、対話的な保育を展開していきます。

# 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 理念・目標                             | 1  |
| 目次                                | 2  |
| 諏訪保育園の沿革と施設情報                     | 3  |
| 1. 保育方針                           | 4  |
| 子どもの権利条約に沿った保育をします                | 5  |
| 2. 子どもの育ちを理解する仕組み（保育日誌の公開・あゆみの交流） | 6  |
| 3. 行事                             | 7  |
| 4. クラス編成 小さな集団から大きな集団づくりへ         | 8  |
| 5. 心の発達を抑えた保育指導ポイント               | 9  |
| 6. 園の利用に当たって（子どもの送迎を大切に）          | 10 |
| 7. 給食について                         | 12 |
| 8. 個人情報の取り扱いについて（守秘義務）            | 12 |
| 9. 地域活動、一時保育利用、こども誰でも通園制度         | 13 |
| 10. 園舎案内図                         | 14 |
| 11. 苦情解決システム                      | 15 |
| 12. 保健のしおり                        | 17 |
| 園利用に際しての約束及び重要事項説明に対する承諾書         |    |

# 諏訪保育園の沿革と施設情報

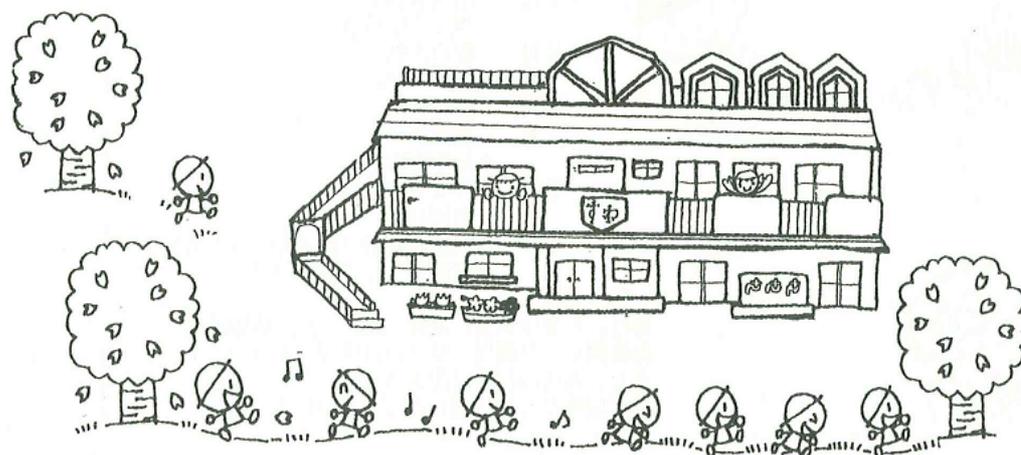
◇ 昭和44年4月に諏訪神社の一角に地元の強い要望を受けて、園長村松一恵(元理事長)を筆頭に個人立諏訪保育園(定員74名)を開設したのが始まりです。当法人は昭和28年、高尾地区における唯一の公認保育施設として、御陵前交差点近くに相馬サユが私費を投じ浅川保育園を立ち上げたのが始まりですが、昭和51年社会福祉法人として認可されました。『地道に、堅実に、そして成長期に欠かせない体験を』という創立以来の精神を継承しながら、新しい時代の要求を汲み取り、常に地域社会のニーズに応えた保育実践を重ねながら地域の福祉向上に向けて努力をしています。そして平成18年には八王子市で初めての指定管理者制度による長房西保育園の運営を委託されました。

◇ どんな園？

昭和59年4月、現在の鉄筋2階建ての園舎が完成、平成23年4月には1、2才児の受け入れを増やすために諏訪保育園の分園“のぞみ乳児園”を開設し255名の定員になりました。大きな園ですが、そこを生かして一人一人の気持ちを大切に、心地よい関係性を育む保育に力を注いでいます。

◇ どんな保育？

子どもが自己発揮をしながら、自分で考え、仲間と一緒に話しながら主体性を生かして自己有用感を感じながら楽しく遊ぶ時間を作ります。また、自然を感じながら自分の体で考える体験重視の保育カリキュラムを目指しています。のぞみ乳児園は人への信頼感をもとに安心感を持って興味・関心、探究心、想像性を育む保育を行っています。



|                   |  |                  |                  |                     |                  |
|-------------------|--|------------------|------------------|---------------------|------------------|
| 設置主体名称            | 社会福祉法人 相友会   |                  | 開設年月             | 昭和44年4月(認可 S45.2.1) |                  |
| 経営主体名称            | 社会福祉法人 相友会   |                  | 代表者名             | 理事長 島本一男            |                  |
| 園長・リーダー           | 島本 一男  | 各年齢に専門性の高いリーダー配置 |                  | 苦情解決委員 早川、前田、小山田    |                  |
| 諏訪保育園<br>定員 214 名 | 〒193-0812 八王子市諏訪町5番地 TEL 042-651-4555 FAX 042-661-1115       |                  |                  |                     |                  |
|                   | 敷地面積 2112.64㎡ 建物面積 1194.74㎡ 建物構造 鉄骨2階建                       |                  |                  |                     |                  |
|                   | 保育士19名、看護師1名(分園兼務)、栄養士1名、調理員等6名、パート16名、事務員1名                 |                  |                  |                     |                  |
| 受入・開所時間           | 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 延長保育(有料)本園のみ 18:30~19:00        |                  |                  |                     |                  |
| 年齢                | 2歳   | 3歳               | 4歳               | 5歳                  | 計                |
| クラス規模             | 40(4クラス)   | 48(3クラス)         | 48(2クラス)         | 48(2クラス)            | 184              |
| のぞみ乳児園<br>定員 41 名 | 〒193-0811 八王子市上吉分方町422-1番地 TEL 042-652-9400 FAX 042-651-5152 |                  |                  |                     |                  |
|                   | 敷地面積 1732.00㎡ 建物面積 590.44㎡ 建物構造 鉄筋2階建                        |                  |                  |                     |                  |
|                   | 保育士8名、看護師1名、栄養士1名、調理員等1名、パート8名                               |                  |                  |                     |                  |
| 受入・開所時間           | 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 延長保育はありませんが料金は発生します             |                  |                  |                     |                  |
| 年齢                | 0歳つくし  |                  | 1歳(もも・いちご)       |                     | 計                |
| クラス規模             | 9(1クラス)ゆるやかな担当性  |                  | 32(2クラス)ゆるやかな担当性 |                     | 41               |
| その他特別事業           | 一時保育・定期保育<br>誰でも通園制度   |                  | 障がい児保育           | アレルギー対応             | 育児支援(園開放・ひろば・相談) |

# 1. (保育方針) 3つの好きが育つ保育から生きる力の獲得を

子どもたちが「何事にも一生懸命取り組み成長に欠かせない体験を」という創立以来の精神の下、子どもたちが本来持っている学ぶ力を十分発揮できる環境を作り、よりよい生涯教育のスタートが切れるような主体性を生かした保育を目指しています。成長過程にある子どもたちは「今、できないこと」を叱られると伸びようとする芽を引っ込めてしまいます。失敗は成長の大きなチャンスです。そこで私たちは子どもの最善の利益を保障し表現する喜びを伝えるため、次の三つの心が育つことをいつも意識しながら保育をしています。

## 自分が大好き

無条件にたくさん愛される体験は人への信頼感と他者も大切にします

人への信頼感  
自分を大切に思える気持ち



安心感の中で愛着形成が進むよう担当制を取り入れ丁寧な応答の保育をしています  
この年齢から自己決定を大切に、人への信頼感を育てます。  
うまくいった体験は自尊感情が育ちます。

## 人が大好き

人を好きになるには違いが大切にされ、あこがれる人に出会うことが大切です

自分たちのことは自分たちで決める  
(対話による豊かな遊び・生活)



いろいろな意見がある。自分の意見が役立つときもある。思い通りにいかない時もある。でも自分たちで決めるのは面白い時間。運動会も、劇遊びもみんなで決めます。  
(民主主義の根っこを学ぶ)

## 保幼小連携



小学校への接続をスムーズにするため学校と計画的な連携をしています。そのために知的好奇心はもちろんコミュニケーション力、表現力、意欲などの育ちを大切にしています。

## 自然が大好き

自然と調和して生きる体験は命や環境を大切に、持続可能な社会を考えます  
(ESD)

## 自然と毎日あそぶ



第2園庭では自然とつながる原っぱを作っています。

## 地域とつながる



お芋ほりは地域の方とつながるのも楽しみの一つです

## 表現の自由

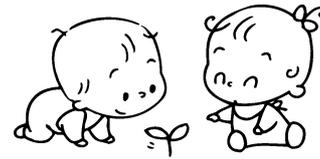
芸術教育は自己表現であり、人とつながり自然の真実を知る大切な時間です



「よいことはよい、わることはわるい」を自分で考える

道徳性・規範意識の芽生えは厳しいしつけではなく他者から理解され、認められる中で育かれます。そのことを念頭に置き、園では自ら気づけるよう、優しくていねいに繰り返し伝えます。同時に、正しい答えは一つではないことも伝え、友達や保育者との遊びの中で違いを楽しく感じられるようにします。家庭でもご協力をお願いします

## 子どもの権利を考えた保育



子どもは小さくても人としてその尊厳が守られなくてはなりません。そこで園内でも人権教育を進め、愛されることで、自尊感情や自己肯定感の基礎を培いたいと考えています。そのため、保育園ではすべての子どもが差別なく平和に暮らせるように、一人一人の思いが大切にされそれぞれの自我が育つように、自分の意思でやろうと思ったことができる時間と空間と仲間を大切にしたい保育をすすめます。そして、生きる喜びをみんなと共感できる『仲間と共に育つ子ども達』を意識した保育をめざしています。

### 子どもの権利条約のポイント

#### 愛される権利

命の安全や差別されないことを大前提として子どもたちは大好きな人を見つけ、愛着関係をむすぶことがこの年齢は特に重要です

- ① 一人の人間として尊重される(尊厳の保障)
- ② 子ども時代を楽しく豊かに過ごす(成長の権利)
- ③ 自分らしさと思いやりのあるおとなへと大きくなること(発達の権利)

#### 呼びかけ向き合ってもらえる権利

- ① 言葉で表現できない子どもは気持ちを表現として受け止めてもらう権利があります
- ② おとなの意見に従わせるには子どもの思いや願いを聞く必要があります

#### 何もしない権利、遊ぶ権利

子どもにはのんびりと休息をとったり遊んだりすること、文化的・芸術的生活へ参加する権利があります。保育園のような集団の中でも一人で安心できる居場所も作っていきます

#### 守られる権利

たたかれないで教育される権利 暴力や暴言、交換条件等の力で動かされない権利があります

#### 参加する権利

子どもたちは家族や地域社会の一員としてルールを守りながら、自分に関係のある事柄について自由に意見をいったり、集まってグループを作ったり、活動することができます。

「子どもの権利条約ハンドブック(自由国民社)」より一部引用  
※原文を見たい方は日本ユニセフ協会のホームページをご覧ください

### 「しつけで叩くのは虐待です」— 保育所には通告の義務が課せられています —

子どもへの虐待の定義は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、**心理的虐待**となりました。しつけで子どもを叩いたり無視したりすると脳が萎縮して上手く育ちません。私たち福祉関係者や保健関係者、精神科医、小児科医などは「子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待である」と考えるべきだという判断をしています。

保護者の方が子どものためだと考えている子育てでも、**過剰な教育や厳しいしつけ**によって子どもの心や体の発達が阻害されると感じた時は関係機関とすぐに連携します。**夫婦間におけるDVや喧嘩**なども子どもの心に深い傷を与えるので虐待として扱います。

私たちは保護者の皆さんに子育ての喜びをたくさん感じてもらえるよう精いっぱい支援を致しますので、困ったことは何でもご相談ください。

## 2. 子どもの育ちを理解する仕組み（日誌の公開・あゆみの交流）

保育や生活、行事を通して一人一人のよさを発見しながら自立支援ができる環境づくりのため園では個別指導計画を立てています。そして保護者の方も子どもの成長を楽しめるように連携しています。

### 知識及び 技能 健康 遊び

安全で安心、自己決定による給食  
自然の中で仲間とたっぷり遊ぶ  
身体と頭脳を使った遊び

最後までやり遂げる時間の保障

栽培活動や調理保育など食育活動

保健衛生教育（安全健康）



### 学びに 向かう力 人間性等

いつも愛してくれる大人の存在（担当制）

安心感のある自己表現

友達、人を信じる心（信頼感）

自律（自分の心をコントロールしながら友達と楽しく過ごす生活）

ごっこ遊び、運動会、子ども劇場、トラブル解決、、、



色々なことを話し合いで（サークル活動）決め、自治能力をたかめます。（表現活動の育成）



自ら考え判断し表現する保育を心がけることによっ  
て、表現する喜びや、意欲、創造性など自己肯定  
感につながる生活を作ります。

歌遊び、表現活動、話し合い、造形遊び、押し花、知的好奇心の育成  
豊かな生活体験、主体的な学び環境の充実、保幼小連携

### 思考力 判断力 表現力等

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿（方向性を示すもので到達目標ではありません）

- ① 健康な心と体
- ② 自立心
- ③ 協同性
- ④ 道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤ 社会生活との関わり
- ⑥ 思考力の芽生え
- ⑦ 自然との関わり・生命尊重
- ⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ⑨ 言葉による伝え合い
- ⑩ 豊かな感性と表現

### 豊かな子ども時代

たっぷり遊ぶことで得る  
社会的情動スキル  
応答的・対話的な生活  
自己決定・信頼、自由・  
平等・多様性  
考える人

### 3. 行 事

行事は子どもたちと一緒に作り楽しむ表現の場です

行事は私たちの生活文化を伝えながら子どもたちの日常生活を活性化し、仲間との関係を深めるための大切な表現の場です。同時に保護者の方に子どもたちへの理解を深めてもらうことも大きなねらいにしています。行事で子どものいいところを見たいという思いはわかりますが、見てもらうことを楽しみにする子どもたちを知ってください。(出来栄えよりプロセスを大切に保育)

|         |                            |      |                               |
|---------|----------------------------|------|-------------------------------|
| 4月      | 慣れ保育、個人面談、新入・進級を祝う会(クラスごと) | 10月  | 運動会(3歳児以上)<br>親子で遊ぼう(0、1、2歳児) |
| 5月<br>月 | 5歳児親子クッキング(平日実施)<br>保育参観   | 12月  | 子ども劇場(3歳児以上)<br>親子で遊ぼう(2歳児)   |
| 6月      | 保育参観                       | 1・2月 | 保育参観(あゆみの交流)                  |
| 7月      | 夏祭りごっこ(1ヶ月)<br>諏訪連合町会との夏祭り | 2月   | 4歳児音楽会                        |
|         |                            | 3月   | 卒園・進級式                        |

行事はクラス単位で人間関係とプロセスを評価をします (集団が育つ保育)

園の行事は多くの子どもたちを一度に見るため、つい出来栄えで他の子と比較し、自分が思っているように活動してくれないことに対してネガティブな見方(結果)になりがちです。しかし、子どもの育ちのプロセスを意識して見ることによって、一人一人の心の育ち(非認知能力)が見え、本来持っているその子のいいところがたくさん見えてきます。そういう目で子どもたちを見ていただくと、色々なことに仲間と意欲に取り組み自己有用感の高い子どもたちのそだちに気づくはずで

日常の忙しさから少し離れて園行事に参加し、子どもたちの育ちに気付くことで私たちは元気をもらえます。園との情報交換や子ども、保護者とのふれあいの機会が持ちにくい昨今ですが、行事はみんなで楽しむことを基本に、結果ではなくプロセスからの学びにポイントを置いていますので、そこを大切にしてご参加ください。2歳児までは保育参加と親子遊びを公開します。

子どもたちはわたしたちを元気にしてくれる表現をたくさんしています



どんど焼きでは火と煙の体験も貴重です



子どもは見て、好奇心を持つことが学習です

## 4. クラス編成 小さな集団から大きな集団づくりへ

子どもの愛着をベースにした人間関係づくりをするため、発達に合わせて個別保育を心掛けています。そのため、クラス人数も自己発揮できる**ちいさな集団から徐々に大きく**なります。クラスは年齢別保育を基本にしていますが、より豊かな人間関係を子どもたちが自ら広げられるようにするため、異年齢活動も希望すると参加できます。どのクラスも複数保育者によるチーム保育をしています。クラスの枠を超えた子どもとのかかわりを大切に、園全体で子どもたちの育ちを支えていきます。クラスカラーの帽子は4、5歳児のみ2年間継続使用となります。

| 園          | 年齢   | クラス    | 人数 | カラー | クラス  | 人数 | カラー  |
|------------|------|--------|----|-----|------|----|------|
| 乳児園<br>のぞみ | 0歳児  | つくし    | 11 | 黄緑  |      |    |      |
|            | 1歳児  | もも     | 16 | ピンク | いちご組 | 16 | 赤    |
| 諏訪保育園      | 2歳児  | こすもす   | 10 | 水色  | すずらん | 10 | 黄緑   |
|            |      | ちゅうりっぷ | 10 | 赤   | れんげ  | 10 | うす紫  |
|            | 3歳児  | たんぽぽ   | 16 | 黄   | ひまわり | 16 | オレンジ |
|            |      | ぽぴー    | 16 | えんじ |      |    |      |
|            | 4歳児  | ばら     | 24 | 緑   | すみれ  | 24 | ピンク  |
|            | 5歳児  | ゆり     | 22 | ローズ | さくら  | 23 | 紫    |
|            | 一時保育 | 定員5人   |    | 橙   |      |    |      |

※2026年度予定人数：クラス編成はその年度によって多少異なります

### 気持ちのいい人間関係を作る（3つの好き）

子どもたちは大人の顔色を見ながら自分達の気持ちを出してきます。だからこそ  
のびのびした表現ができるように、初めは小さな集団でたくさんおしゃべりをし  
好きな遊びをたくさん見つけてもらいます。そこから好きな遊びや友達が見つかり、  
集団で活動する人数が少しずつ増えていきます。クラスの仲間はその時にお互いの  
気持ちを感じられる関係になるように目指します。



## 5. 心の発達を抑えた保育指導ポイント

集団で生活することによって学べる社会性と一人ひとりが個性を発揮して生活するという、一見相反したような課題（自由の獲得）が子どもの集団における主体的な学びと考えています。

### 0歳児 「ここがいい」

基本的信頼 人を信じる心を育みたいので、緩やかな担当制の保育をします。子どもたちは愛着関係をベースに『生きる喜びを感じ、自分はこの世に生きることを認められた存在なんだ。この世界は自分が生きるうえで守ってくれるし、許してくれるんだ。』という感覚が育っていきます。忙しさに負けないで、子どもの「かわいい」を一緒に感じてください。



のぞみ乳児園

### 1歳児 これなあに？

自分の気持ちを表現し、安心感から周囲に目が向くようになります。探索活動を十分に保障することで、子どもの「これなあに」が増えていきます。一人占めしたい気持ちや一人遊びなどが安心してできる環境を用意し、かみつきやひっかけなどのトラブルには発生してから対応するのではなく、よく観察をしながら早めに対応し、平和な環境を作っていきます。（小グループによる保育）

### 2歳児 じぶんで！

イヤイヤ期と言われますが、自立したい最初の気持ちを表現する大事な時期です。手足が自由になった子どもたちにその喜びを感じてもらえるように、走って転んで、思いきり遊び、表現する喜びを重視します。言葉による思いの伝達が難しく、衝突が起きやすい年齢ですが、お互いの気持ちが大切にされる体験から表現力を伸ばします。

（わがまま大丈夫？）2歳児までの感情表現は、自己決定・自己発揮を大切にすることで、人を信用し、話せばわかる、素直な表現をする子どもに育ちます。これが主体的学びです

### 3歳児 いっしょにあそぼう

自己主張と攻撃性の発散、生活習慣の自立 一緒に遊んでいるようでもまだ自分中心の世界で遊んでいるのでトラブルはよくおこりますが、半年もすると、だんだん友達とイメージを共有しながら本当の意味で「一緒に遊ぶ」という変化がおこります。ものの取り合い、独り占めはまだ続きますが「同じものが欲しかっただね。よかったね」という体験がたくさん必要になってきます。集団の中で身辺自立や生活の見通し、ルールを守ることの心地よさもわかってきます。

### 4歳児 できるかもしれない 仲間意識を育てる、自己肯定感を育てる

おせっかいと仲間意識「私がしてあげる」という思いが強くなる年齢です。異年齢で年齢の低い子のクラスへ手伝いに行くと、自分の発見につながるチャンスが増えます。また、小グループの活動を通し、ルールを守った活動が楽しいという体験も必要になります。さらにはその中で自分の言動が受け入れられ、自己肯定感の体験につながる保育を目指します。

### 5歳児 違ってよかった

仲間と一緒に育つ喜びや力を合わせて一緒に楽しむ生活を創造するため、子どもたちと相談しながら生活していきます。そのため仲間と話し、自分の意見を出し、民主的に物事を決めていく体験をします。この時、一緒に協働する喜びとともに、一人一人の違いを受け止め、さらにはその違いを楽しめるような体験に繋がっていきます。（主体的・対話的保育を実践するための子どもの願いを支援する活動）

3歳児からは人数に関係なく一緒に遊ぶ楽しさをできるだけ多く体験してもらいます。また、飼育や植物栽培を通し、見通しを持った活動や、多くの生命の大切さを感じられるような自然体験も重視しています。（ESD、SDGs）そして違いを大切にすることを友達とたっぷり遊びながら学ぶ保育をします。

## 6. 園の利用に当たって（子どもの送迎を大切に）

子どもを園に預けるときには登園と降園がものすごく大事な時間になります。ゆとりを持った対応は子どもに安心感を与えるので、素直で優しい子どもが育ちます。

【登園】子どもたちの活動が戸外でも始まりますので **9:30** まで登園して下さい。

朝は1日の大切なスタートです。子どもが自分の気持ちを切り替える大切な時間と考え、子どもの中に自立心が育つように朝の準備を支援してください。泣いた時には理由を伝えて、保育者に引き継いでください。

園では子どもはもちろん保護者の方も気持ちのよい始まりになるようにお手伝いをさせてください。朝、皆さんの忙しさは十分理解しておりますが、毎日の積み重ねを考えると、子どもの自立に向けて丁寧な関わりをすることが何より大切です。園はできるだけ時間をゆったりとりますので、その日の子どもの気持ちに応える登降園をしてください。

【降園】子どもとの第一声を大切にしてください。子どもは時間がわからなくても感覚的にお迎がくる時間はわかります。そこで、できるだけ決まったサイクルで園を利用してください。時間や人が変わる場合は必ずご連絡ください。子どもが思うように降園の準備をしない時にも怒らないでお付き合いください。支援が必要なときには保育者に声かけをしてください。

- ・保育者と保護者の信頼関係が子どもへの安心感を生み出します
- ・朝の支度は卒園する頃をイメージし自分やろうとする気持ちを優しく支えてください。自立は意欲です。

### デイリープログラム

| 7:30                | 8:30          | 9:30  | 11:30 | 13:00 | 15:00 | 15:30              | 17:00             | 18:30  | 19:00 |
|---------------------|---------------|---|-------|-------|-------|--------------------|-------------------|--|-------|
| 開園<br>順次登園<br>異年齢保育 | クラス<br>保育スタート | 朝の集い<br>歌、ダンス<br>体操、製作、遊び<br>環境による主体的、対話的保育 | 給食    | 休憩    | おやつ   | 戸外<br>あそび<br>午後の集い | 順次<br>降園<br>異年齢保育 | 延長保育<br>本園のみ<br>(有料)<br>18:30に補食を提供します<br>閉園 |       |

#### 【利用時間】



#### 【延長保育利用料】

延長保育Aの利用料は15分200円か月額3,500円です。18:30に補食を提供しますので、17:30までに連絡をしてください。19:00で閉園しますが、その時間を過ぎると15分500円になります。(緊急時以外行いません)

延長保育Bの利用料は15分200円です。月極め利用も可能です(30分の延長利用で一か月700円です)

延長保育は園との契約による保育ですから事前の登録、申し込みが必要となります。料金は事務室まで支払いに来てください。乳児園では延長保育はありませんが、遅れた場合は補食なしでも上記料金は発生しますので御注意ください。緊急時の状況によっては本園での保育となる場合もあります。

【自動車送迎】 まずは徐行運転をお願いします。車から離れるときはエンジンを切ってください。



自家用車での送迎をする方は登録をし、利用の規則を守っての送迎をお願いします。

園の周辺には私道がたくさんあります。地図で示した私道への乗り入れは絶対しないでください。

- ・ 事故予防のため車での登降園は保護者がドアを開閉し、親子一緒に行動してください。
- ・ 送迎時、駐車場での立ち話や長時間駐車は事故や混雑を招くのでやめてください。
- ・ 安全（飛び出し事故の予防）や社会のルールを伝えるためにも、いつも子どもと一緒に行動してください。
- ・ 全国的にお迎え後の事故が多発しておりますので園庭で遊ばせたり、立ち話等はおやめください。
- ・ 自動車での送り迎えは駐車場に限りがありますので、近隣の迷惑にならないように短時間利用にご協力ください。
- ・ 園の前までの乗り入れは他の子どもの安全のためにもおやめください。
- ・ 車の中に子どもだけを残すのは虐待扱いとされます。

※行事の時は特別な理由がない限り駐車場の利用はできません。

【自転車送迎】 必ず傷害保険への加入をお願いいたします。子どもだけ乗せたままにすると転倒し、頭部を打つという、思わぬ大けがに繋がります。乗り降りの際は特に注意してください。



ヘルメットの装着も必ずお願いします。地図で禁止した道路への乗り入れはやめてください。（私道への乗り入れは絶対しないでください）

自転車はまっすぐ止め、できるだけ通路を開けるように止めてください。

### 【保育料について】 3歳以上は給食副食費

令和7年（2025年）9月から八王子市は制度が拡充され実質すべての年齢で保育が無料となりました。

3歳以上児は、給食副食費を別途徴収（郵便局引き落とし）がありますので、ご了承の程お願いいたします。

おむつの処理については園で処理を致します。処理費用については園の方で負担しています。また、2歳児までで希望する方はオムツを持参しなくてよい“手ぶら登園”（有料）を利用できますので、どうぞ加入してください。

### 【開所日】

日曜日、国民の祝祭日、年末年始（12/29～1/3）以外は感染症対策や事故予防等の特別な事情がない限り休園はありません。

### 【園からの連絡について】（一斉送信メールへの登録をお願いします）

緊急時には保育園からホームページや一斉に送信メールを使って連絡をします。また、2歳児未満の方に利用していた子どもノートはITサービスのソフトを使ってやりとりをしますので、携帯電話をお持ちの方はアプリからの初期登録をお願いします。登録方法は別紙にてご案内しておりますので、よろしく申し上げます。また、ホームページも活用しますので閲覧するようにしてください。給食や子どもたちの様子も定期的に更新しております。こちらも登録について困った場合などがありましたら園までご直接連絡ください。

【お休み連絡】 お休みの連絡は給食や園外活動の予定もありますので 9:15 までに指定のアプリを使ってご連絡ください。集団で活動するためには家庭でのリラックスできる時間も同時に大切な年齢です。仕事がお休みの時には家庭で過ごし、甘えたり自分を出せる時間や、絵本、食事、掃除など一緒に生活する中での話し合いを大切にしてください。

## 7. 給食について

1ヶ月の給食副食費は4500円です

給食は副食費のみ料金がかかります。郵便局での引き落としになりますので園からの書類を持参し登録してください。

### ・給食副食費徴収について

3歳児クラス以上の子どもは毎一人月4,500円の給食副食費を徴収しますので、園からの用紙を持って郵便局で手続きをお願いします。毎月20日引き落とし(再引き落とし27日)となります。(減免措置あり)

### ・給食で提供する食材について

保育園の給食で使用する食材は、基本的にはご家庭で食べたことのあるものを提供するようにしています。食事調査票にて使用する食材を使い始める年齢ごとに一覧にしてまとめてありますので、ご確認いただいた上でご了承いただきますようお願いいたします。

また、アレルギー反応を起こしやすい食材については、ご家庭で2回以上食べてもらい、アレルギー反応が起こらないことを確認してから提供しています。こちらも別紙の食事調査票を配布いたしますので、アレルギーの有無、食べた回数の記入をお願いいたします。

### ・食物アレルギーの除去対応について

食物アレルギーの除去対応が必要になった場合、通常の献立表の他に、食材の詳細や除去内容を記載した献立表を配布し、確認していただいたうえで捺印をお願いしています。

食事の提供の際には、取り違いや誤食を防止するために、子どもに応じた色つきのトレイの上で食べてもらっています。また、除去が必要なメニューの時は色つきの食器を使用いたします。その際、子どもの名前、顔の写真、除去の詳細を記載した「除去食カード」を作成いたしますのでご了承ください。

また、他の子どもの食事に触れたり、口に入れたりしないように、子どもが疎外感を感じないように配慮したうえで個別のテーブル、もしくは座席を固定化いたしますので、こちらもご了承ください。

※家庭で食べたものを提供するというスタンスが基本ですが、園が初めてになる場合は献立表を見て必ず声をかけてください。

### ・給食費免除

10日以上連続してお休みするときには給食費徴収を止めることができます。この場合は食材発注をする都合、10日前までに書面で申請する必要がありますので、担任か事務室職員まで申し出てください。

## 8. 安全計画

子どもたちの安全はもとより、保育者、保護者、地域の安全に対する計画を園で作っていますので、一緒に確認して下さい。その内容は防災、保健、給食などのジャンルごとに安全への配慮を第一に考えて作成しています。避難訓練や、大規模災害等への備えを兼ねたお迎え訓練などもその一部ですが、保険計画や保育中の安全対策、発熱、怪我事故、対応、不審者、対応、虐待、予防、苦情対応等についてもその都度お知らせをいたしますので、皆様も一緒にこれらの意識を高めるようご協力をお願いいたします。

## 9. 個人情報の取り扱いについて（守秘義務）

みなさまからお預りしている個人情報は園のマニュアルに沿い、しっかりと管理するよう努めております。このため、他のご家庭への連絡等のお問い合わせがあっても答えることができませんのでご理解ください。保護者同士の連携はご自由ですが、仕事内容によっては連携できない家庭もございますので、慎重にならってください。また、園からの連絡ノートや写真等の情報についても、子どもが特定されないように、SNS等へ情報を乗せないようにしてください。

園で知り得た個人情報に関するものは、保護者の皆さまにも守秘義務が発生しますので、第三者に伝えないようにしてください。

## 10. 地域活動 保育園は地域にオープンな体制をとっております

地域の子育て拠点として様々な方が利用しています

地域活動は私たちにとって特別な活動だとは思っておりません。保育園は地域とつながってはじめてその存在価値が発揮されるものです。この園を大きくしていただいたご恩をお返しする意味でも地域から必要とされる保育園の運営を今後とも目指してまいりますので、どうぞ遠慮なく子育て拠点としてご活用ください。

### 一時保育 月曜日から金曜日 8:30~17:00

市内在住で子育てをしている方がご利用条件ですが、詳細は来園していただきご相談ください。登録をしていただいた後利用可能となります。3歳児以上はクラスで保育します。

料金 午前中 8:30~12:30 1,600円 1日 8:30~17:00 3,200円

定期利用保育もあります。

午後の場合には利用者がいない場合のみ可能ですので問い合せください。

### こども誰でも通園制度（八王子市乳児等通園支援事業）

新しい子育て支援制度で、保育所等に通っていない0歳6ヶ月から3歳未満の子どもが、就労要件などを問わず月一定時間（上限10時間程度）まで保育所等を利用でき、子ども同士の交流や保護者の育児相談の機会を提供し、全ての子育て家庭を支援するものです。保護者の就労状況に関わらず園の機能を活かし、全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援し良質な生育環境を提供します。

対象児童 0歳児（6ヶ月）～2歳児 料金 1時間300円（親子の場合は子どものみ）

預かり時間 1日3時間 月・水・金 9:00~12:00

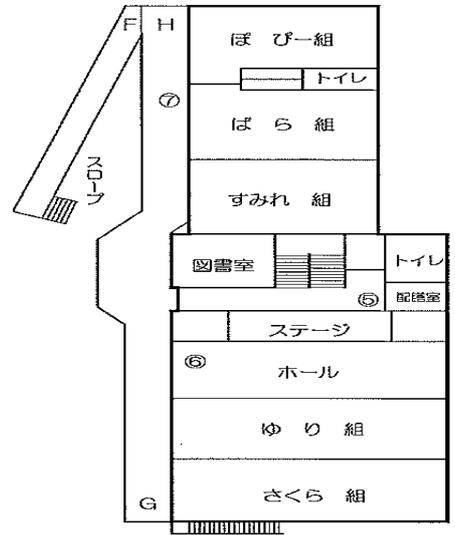
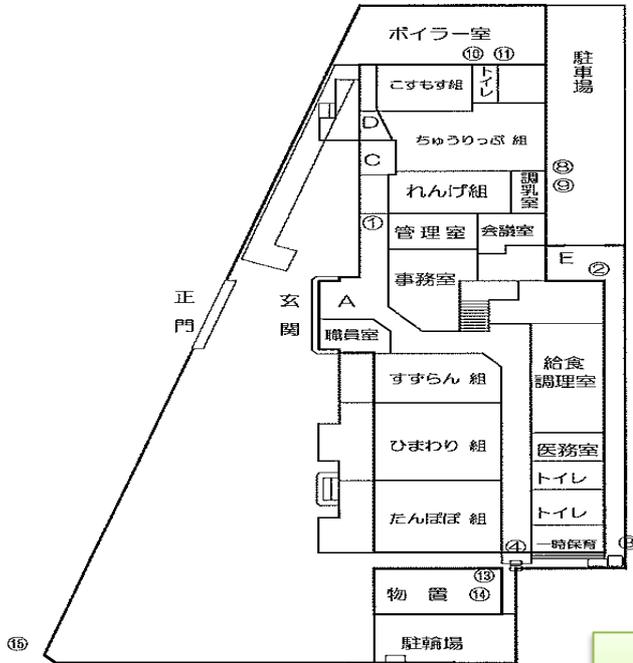
利用の申込については事前登録が必要になりますので園まで問い合せください（652-9400 小山田）

### 保幼小連携

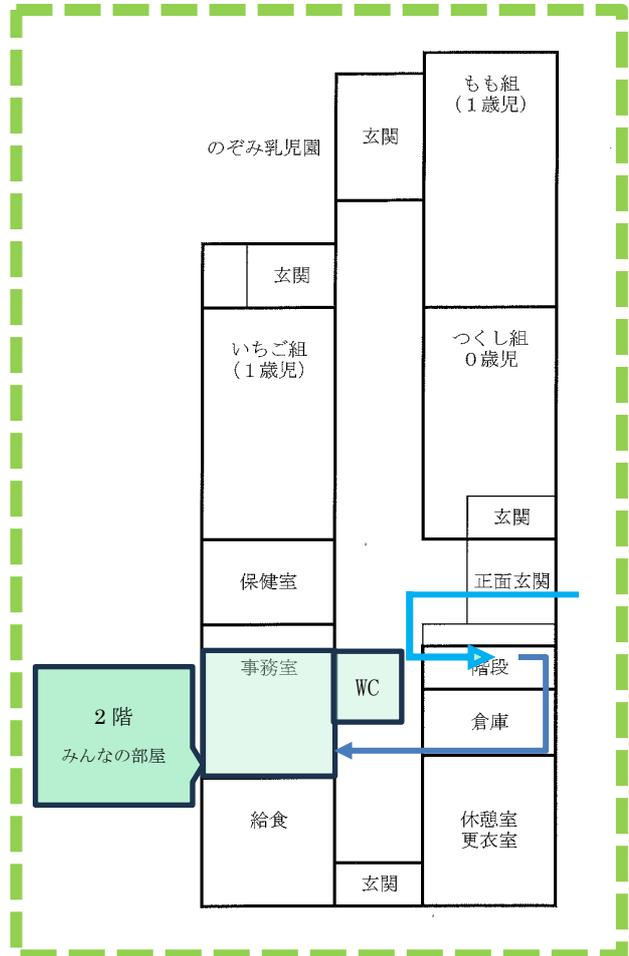
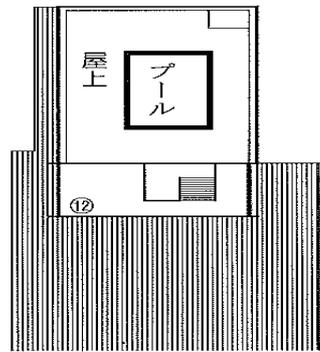
上巻分方小学校、学童、桑の実幼稚園、松枝保育園と接続期カリキュラムをもとに連携をし、子どもたちが安心して就学ができるように取り組んでいきます。また、就学について相談のある方は個別面談の時間を設けています。

# 11. 園舎案内図

## 諏訪保育園



## 諏訪保育園 のぞみ乳児園



## 12. 苦情解決システム 困ったときの対応は

園を利用しての要望や気になること、困ったことなどがありましたら担任まで遠慮なく声をかけてください。それでもなお改善が見られなかったり、相談しにくかったりした場合は次ページにある苦情解決担当者にご連絡ください。また、郵便ポストに要望等を入れていただいても結構です。

### 「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法 82 条の規定により、本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を下記のように整えて苦情解決に努めておりますが、日常気づいたことはなんでも遠慮せずお話しください。顔の見える関係での解決が一番大きな改善につながります。

|            |            |            |              | 記 |
|------------|------------|------------|--------------|---|
| 1. 苦情解決責任者 | 島本一男       | (園長)       |              |   |
|            | 小山田 里美     | (リーダー)     |              |   |
| 2. 苦情受付担当者 | 早川 真由美     | (リーダー)     |              |   |
|            | 前田 真季子     | (リーダー)     |              |   |
| 3. 第三者委員   | (1) 田中 和子  | 諏訪町 233-16 | TEL:651-1986 |   |
|            | (2) 志村 ふみ江 | 大楽寺町 291-3 | TEL:624-8201 |   |

### 苦情解決の方法

#### (1) 苦情の受付

苦情申出は、別に定める「苦情申出書」によるほか、様式によらない文書、口頭による申出によっても受け付けることができます。

#### (2) 苦情受付の報告、確認

苦情受付担当者が受け付けした苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人对して、報告を受けた旨を通知します。

#### (3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人 第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

#### (4) 区市町村段階の苦情対応機関及び都道府県段階の「運営適正化委員会」の紹介

八王子市 保育幼稚園課 620-7248

東京都 社会福祉協議会に設置された福祉サービス運営適正化委員会（TEL03-5288-7020）  
月～金 9:30～17:00 の時間内に申し出る事ができます。

（休日は土・日・祝日・年始年末）

# 園利用に際しての約束及び重要事項説明に対する承諾書

諏訪保育園  
諏訪のぞみ乳児園

保育園でのお子さんの様子を写真やホームページ、園だより、保育日誌等へ掲載する件について

承諾する

承諾しない

重要事項説明に対して（利用時間、利用料、保育内容、保健、給食費等）

承諾する

承諾しない

個人情報に対する守秘義務について（園で知り得た情報を外部に流さない）

承諾する

承諾しない

園で加入する災害共済給付制度への加入について（日本スポーツ振興センター）

承諾する

承諾しない

諏訪保育園利用にあたり上記項目について承諾の上利用いたします

記入日 令和 年 月 日

園児氏名

保護者氏名

印

| 意見書  |              |
|--|--------------|
| 保育園 園長 殿   | 入所児童氏名 _____ |
| 下表の「✓」に該当する感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので<br>年 月 日より登園可能と判断します。 |              |
| _____ 年 月 日  |              |
| 医療機関 _____   |              |
| 医師名 _____  | 印又はサイン _____ |

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○医師が記入した意見書が望ましい感染症 注)○日を経過したとの記載の場合は、最初の日は0日と数える。

| ✓ | 感染症名                            | 感染しやすい期間                        | 登園のめやす   |
|---|---------------------------------|---------------------------------|--|
|   | 麻疹(はしか)                         | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで             | 解熱後3日を経過してから   |
|   | 風しん                             | 発しん出現の前7日から後7日間くらい              | 発しんが消失してから   |
|   | 水痘(水ぼうそう)                       | 発しん出現1~2日前から痂皮形成まで              | すべての発しんが痂皮化してから  |
|   | 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ)             | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日                 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで              |
|   | 結核                              |                                 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |
|   | 咽頭結膜熱(プール熱)                     | 発熱、充血等症状が出現した数日間                | 主な症状が消え2日経過してから  |
|   | 流行性角結膜炎                         | 充血、目やに等症状が出現した数日間               | 感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから                                  |
|   | 百日咳                             | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで      | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで                    |
|   | 腸管出血性大腸菌感染症<br>(O157、O26、O111等) |                                 | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
|   | 急性出血性結膜炎                        | ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数ヶ月排出される | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |
|   | 髄膜炎菌性髄膜炎                        |                                 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。  
(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

| 登園届（保護者記入）              |  |
|-------------------------|--|
| 保育園 園長 殿                |  |
| 入所児童氏名 _____ .          |  |
| 年 月 日                   | 医療機関名「 _____ 」において、下表の「✓」に該当する感染症と診断されました。病状が下表の「登園のめやす」になりましたので、保護者の判断で登園いたします。 |
| 保護者名 _____ 印又はサイン _____ |  |

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育園入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

| ✓ | 病名                           | 感染しやすい期間   | 登園のめやす                                       |
|---|------------------------------|--|--|
|   | 溶連菌感染症                       | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間                            | 抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること                      |
|   | マイコプラズマ肺炎                    | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 数日間                             | 発熱や激しい咳が治まっていること                             |
|   | 手足口病                         | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間                               | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること               |
|   | 伝染性紅斑(リンゴ病)                  | 発しん出現前の 1 週間                                       | 全身状態が良いこと                                    |
|   | ウイルス性胃腸炎<br>(ノロ、ロタ、アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後 1 週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること                    |
|   | ヘルパンギーナ                      | 急性期の数日間(便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)             | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること               |
|   | RS ウイルス感染症                   | 呼吸器症状のある間  | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと                          |
|   | 帯状疱疹                         | 水疱を形成している間   | すべての発しんが痂皮化してから                              |
|   | 突発性発しん                       |  | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと                            |
|   | とびひ(伝染性膿痂疹)                  | 効果的治療を開始する前と開始後 1 日間                               | 皮膚が乾燥または湿潤部位が被覆できる程度の時                       |
|   | 新型コロナウイルス感染症                 | 発症 2 日前から発症後 5～7 日間(中央値 3 日オミクロン株)                 | 療養期間を経過し(解熱後 3 日間も含む)全身状態が良いこと               |
|   | インフルエンザ                      | 症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)           | 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後幼児(乳幼児)にあつては、3 日を経過するまで |